

卒園まで保存



インフルエンザ等の法定伝染病や学校保険法で登園が停止される病気は、完治して登園する時、医師の証明書が必要です。(その場合、欠席にならず出席停止扱いとなります) 証明書の用紙をお分けしますので、お家で保管し必要なときお使い下さい。また、なくなりましたらお申し出下さい。

○**証明書が必要な病気**

麻疹(はしか)・風疹(三日ばしか)・水ぼうそう・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 百日咳・咽頭結膜熱(プール熱)・急性灰白髄炎(ポリオ)・インフルエンザ・結核 溶連菌感染症・流行性嘔吐下痢症・マイコプラズマ肺炎・流行性角結膜炎等

○**医師の指示により証明書が必要な病気**

手足口病・伝染性膿痂疹(とびひ)・伝染性紅斑(リンゴ病)等

丸子幼稚園

----- キリトリセン -----

登園許可証明書

丸子幼稚園

_____ 組 _____ 番 _____ 氏名 _____

上記の児童は、下記の疾病で療養中のところ、軽快したので登園して良いことを証明します。

出席停止期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病名 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____

印